

文化芸術リモート活動促進事業 のご案内

文化芸術活動の動画を募集いたします！

制作した動画を文化振興課のYouTubeと市のホームページに掲載させていただく方に対して補助金を交付いたします。

1 対象となる動画（⇒1ページ）

- ・動画（5～15分）を制作し、データを市へ提供するもの
- ・対象となる動画は「第3次さがみはら文化芸術振興プラン」に定める6分野の範囲であること

2 申請者の条件

※同一の個人又は団体が複数の申請をすることはできません。

○個人

- ・市内に在住または在勤・在学していること
- ・令和3年4月1日時点で18歳以上であること

○団体

- ・2人以上で構成し、構成員の半数以上が市内に在住又は在勤・在学していること
- ・代表者が令和3年4月1日時点で18歳以上であること

○共通

- ・暴力団、暴力団員又は反社会的勢力との関係がないこと

3 申請方法（⇒3ページ）

令和3年5月17日（月）から7月19日（月）の間に下記のものを提出してください

- ・PR動画（30秒～2分程度）【提出方法：郵送・窓口持参又は電子メール】
- ・申請書類一式【提出方法：郵送または窓口持参】

4 補助対象経費（最大30万円）（⇒4ページ）

- ・会場使用料、付帯設備使用料
- ・報償費（10万円を上限とする）
- ・制作人件費（1人あたり2万円、計10万円を上限とする）
- ・出演料、出品料（プロの方対象。1人あたり2万円、計10万円を上限とする）
- ・動画制作委託料

5 スケジュール（⇒6ページ）

日程	みなさま	市
R3. 5. 17~R3. 7. 19	・ 申請書類 ・ PR 動画(2分以内)	
R3. 7. 20~R3. 8 中旬		審査・選考
R3. 8 下旬		審査結果通知
R3. 9. 1~R4. 2. 14	動画制作(5~15分)	内容確認
動画提出から2週間以内 (年末・年始を除く)	実績報告書等提出	
実績報告書等提出後 約1ヶ月		補助金交付

6 審査等について（⇒7ページ）

- ・「2 申請方法」で提出されたPR動画、書類を元に、大学教授等、専門的知識を有する方々が審査を行います
- ・制作された動画が申請時の内容と大きく異なると判断した場合、補助金は交付されません

相模原市役所 文化振興課（補助金担当）
電話 042-769-8202
Email: bunkashinkou@city.sagamihara.kanagawa.jp

1 対象となる動画

【交付決定後制作していただくもの】

○動画：概ね5～15分程度

MP4形式

令和3年9月以降に撮影したもの

○写真：サムネイルに使用するもの

○紹介文：概要欄に記載する100字から300字程度の文章

(動画内容や申請者の紹介等)

「写真」と「紹介文」は、YouTubeと市ホームページで紹介する際に使用いたします

※参考

令和2年度相模原市文化芸術発表活性化事業の
提出団体ページ



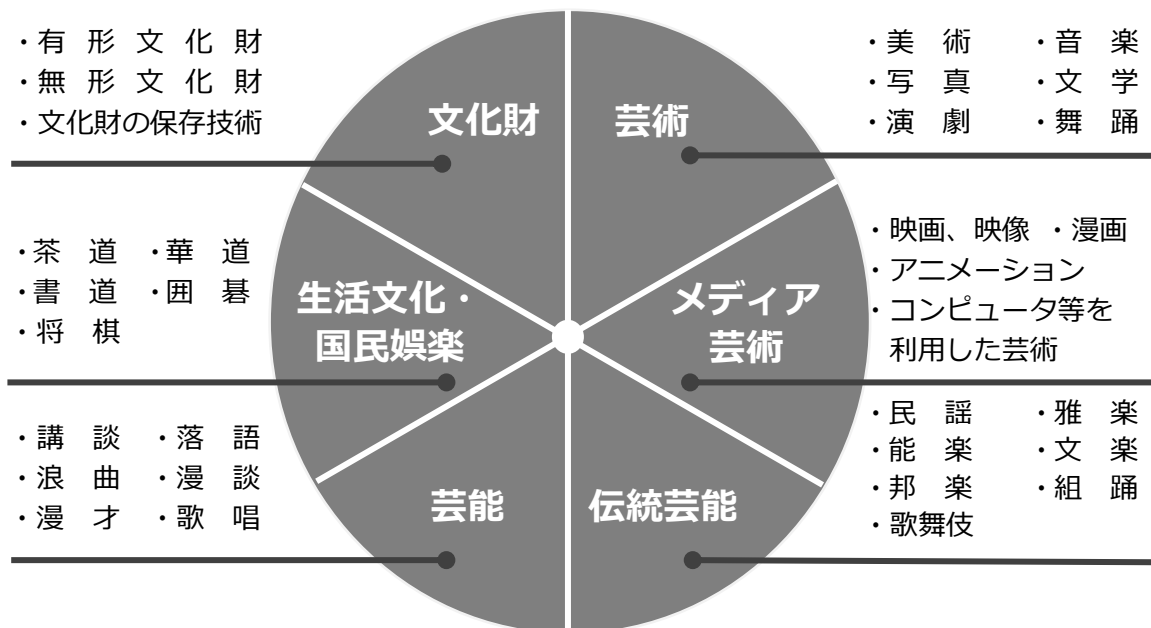
【動画の提出方法】

○郵送または窓口持参⇒DVDにデータを格納

○電子メール⇒ファイル転送サービス（ギガファイル便やデータ便等）を活用し、
同サービスにアップロードしたURLを本文に記載

【動画内容】

○下記の6分野の範囲を対象とします。



(動画制作内容例)

- ・ 申請者自身のパフォーマンス動画（ダンス・楽器演奏・合唱等）
 - ・ アニメーション等の短編動画
 - ・ 絵画や写真など申請者が制作した作品を鑑賞できる動画
- ※演奏会等のダイジェスト映像や活動風景のみの動画は対象となりません。

【動画制作にあたっての注意事項】

- 個人又は団体の構成員は、原則動画に出演していただきます。ただし、アニメーションの制作や作品の出品など、動画に出演しない構成員の方につきましては、動画への関わりを必ず「補助事業等計画書」に明記してください。
- 撮影にあたって、国が示した「新しい生活様式」に沿った対策を行ってください。
- 国又は地方公共団体若しくはその外郭団体から補助を受けるものは対象外となります。

下記に該当する場合は、補助事業の対象とならない場合がございます。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 人種、思想、居住、職業などで差別する発言、差別を助長させる内容
- (3) 違法行為をあおるような内容
- (4) 市又は第三者を誹謗中傷し、名誉若しくは信用を傷つける内容
- (5) 政治活動、選挙活動又は宗教活動への勧誘を目的とした内容
- (6) 違法な情報やわいせつな内容
- (7) 商品、店舗、会社の宣伝など商業営利目的の内容
- (8) 市又は第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する内容
- (9) ギャンブルや暴力団、反社会的勢力に関する内容
- (10) 映像に関係のない個人（観客や通行人）等を特定できる可能性のある情報が加工処理などされず映り込んでいる内容
- (11) その他、動画の公開に適さないと認める内容

3 申請方法

【申請期間】

○令和3年5月17日（月）から7月19日（月）

【申請時に提出するもの】

○PR 動画

- ・ 30秒から2分程度の動画を作成してください。
- ・ 申請者の普段の活動や魅力等が伝わるような内容を作成してください。
（申請者自身の紹介やパフォーマンス、過去の動画のダイジェスト等）
- ・ 申請者自身が映像に映っている必要はありません。
- ・ スマートフォン等で撮影していただいた簡単な動画で構いません。

※PR 動画作成例



○申請書類一式（記入例は別途ございます。）

- (1) チェックシート
- (2) 補助金等交付申請書
- (3) 補助事業等計画書（どのような動画を制作するか分かるもの）
- (4) 収支予算書（金額確認シートを添付）
- (5) 補助金等概要調書
- (6) 申請者の概要調書（団体は規約及び名簿を添付）

<以下は該当がある場合のみ提出>

- (7) 平成31年1月以降に対価を得て発表活動した実績証明
 ※出演料・出品料を計上する場合は、必ず提出
- (8) 撮影会場として民間施設を使用する場合、料金表又は見積書の写し
- (9) 動画制作委託料を計上する場合、業者が発行した見積書の写し
- (10) 申請者及び補助事業等に関する資料（チラシ・パンフレット等）
- (11) その他市長が必要と認める書類

【提出方法】

- ・ PR 動画：郵送または窓口持参の場合⇒DVDに格納して提出してください
 電子メールの場合⇒ファイル転送サービス（ギガファイル便やデータ便等）を活用し、同サービスにアップロードしたURLを本文に記載し提出してください
- ・ 申請書類：郵送または窓口へ持参 ※電子メールでの提出はできません。

4 補助対象経費

【補助対象となる経費】

※撮影当日に要した経費のみが対象となります。

※同一申請者内で生じた金銭の收受については、補助対象外となります。

※別団体の申請にまたがり同一人が「(2) 報償費」「(3) 制作人件費」「(4) 出演料・出品料」を重複計上した場合、全申請が無効となる場合がございます。ただし、上記の経費を計上しない構成員として複数の動画制作に関わることは可能です。

(1) 会場・付帯設備使用料等 ※事後に領収書(写し)を提出

・会場使用料及び付帯設備使用料

民間施設を使用する場合は、料金表又は見積書の写しを添付してください。(市及び市の関連施設の場合は不要です。)

・楽器レンタル料

楽器、設備等を業者からレンタルして、自宅、スタジオ等に持ち込む場合のレンタル料も対象となります。その場合、レンタル業者の料金表又は見積書の写しを添付してください。

※消耗品費や楽器運搬費、会場設営にかかる費用等は対象外となります。

(2) 報償費 ※事後に領収書(写し)を提出

・外部講師や外部出演者等に対する謝礼

・1申請につき10万円まで

・補助事業等計画書に氏名と対象者の役割(例：外部指揮者)を記載してください。

(3) 制作人件費

・1人あたり2万円まで(1団体10万円まで)

・動画制作に関わる個人又は団体の構成員に対して計上が可能です。

(例：出演、作品の出品、アニメーションの作成、動画撮影・編集、大道具製作 等、文化芸術発表に携わった方)

・補助事業等計画書に氏名と対象者の役割を記載してください。

(4) 出演料・出品料

・「(3) 制作人件費」の対象者のうち、平成31年1月以降に対価を得て発表活動した実績証明書類を提出された個人又は団体構成員は計上することが可能です。

※「(3) 制作人件費」を計上していない方の申請は不可。

・1人あたり2万円まで(1団体10万円まで)

(5) 動画制作委託料 ※事後に領収書(写し)を提出

- ・ 動画制作を業者に委託する場合のみ計上可能です。
- ・ 補助事業等計画書に業者の名称を記入してください。
- ・ 業者が発行した見積書の写しを添付してください。

※撮影機材、動画ソフト等の購入経費等は対象外となります。

【補助金の額】

「補助対象経費(上記の(1)～(5))の合計額」又は「上限額(30万円)」
のいずれか低い額。

ただし、千円未満の端数は切り捨てとします。

※申請者の人数に関わりなく、上限は30万円となります。

5 スケジュール

○募集 《令和3年5月17日(月)から7月19日(月)まで》

【提出いただくもの】

- ・申請書類一式
- ・PR動画(30秒から2分程度)

○選考 《令和3年7月20日(火)から8月中旬》

○結果通知 《令和3年8月下旬》

○動画制作・提出 《令和3年9月1日(水)から令和4年2月14日(月)》

【提出いただくもの】

- ・制作した動画(5分から15分程度)
- ・写真(サムネイル用)
- ・紹介文(概要欄用)

○実績報告書提出 《動画提出後14日以内(年末・年始を除く)※必着》

【提出いただくもの】

- ・実績報告書類一式(交付決定後、別途お知らせいたします)
- ・補助対象経費の領収書またはレシートの写し

○提出していただいた動画の公開 《実績報告書提出後約2週間》

文化振興課 YouTube アカウント「文化芸術のひろば」にアップロードし、相模原市ホームページにてご紹介をいたします。

○補助金のお支払い 《実績報告書類提出後約1ヶ月》

※全額が事後払いとなり、事前の支払い(概算払)は行いません。

6 審査等について

【審査の評価基準（20点満点）】

1 文化芸術性（10点）

- ・市民が文化芸術の成果を発表し、幅広い市民が気軽に鑑賞できる事業であるか。
- ・文化芸術の向上及び市の文化振興を意識した創造的な事業であるか。
- ・市民の文化芸術に対する関心を高めるための意欲的な工夫があるか。
- ・文化芸術を担う人材の育成が期待できる事業であるか。

2 活性化の効果（10点）

- ・新型コロナウイルスにより停滞した文化芸術発表活動の活性化が期待できるか。
- ・発表を通じて多くの市民に活力を届け、市民活動の盛り上がりが期待できるか。
- ・今回の発表にとどまらず、今後の更なる展開が期待できるか。

【審査方法】

- ・「2 申請方法」で提出されたPR動画、申請書類を元に、大学教授等、専門的知識を有する方々が審査をいたします。
- ・審査の評価基準の合計点（20点満点）の高い申請事業から順位付けを行い、予算総額に達するまでのものを補助対象といたします。ただし、20点満点中、選考委員の平均が7点に満たないものは採択対象外となります。

【その他】

- （1）偽りその他不正な手段により補助金等の交付を受けたときなど、交付決定を取り消す場合があります。
- （2）交付決定を受けた後、やむを得ず事業を変更又は中止しようとするときは、速やかに市に相談してください。
- （3）申請時に提出された申請書類の内容と大幅に変更が生じた場合、交付決定を取り消す場合があります。変更が生じる際には、速やかに市に相談をしてください。
- （4）使用する音楽等の著作権については、関係団体（JASRAC等）に確認して必要な許諾を得るなど、申請者の責任において適切に対応してください。著作権に伴うトラブルが発生した場合、市は一切関知いたしません。
- （5）国からの交付金を活用した補助制度です。補助金の交付を受けた場合、動画制作に関する収入・支出を明らかにした帳簿や申請に関する書類をまとめ、令和8年度末まで適正に保存する義務が生じます。